

# 子育て家庭等住宅整備補助金申請時チェック事項

## 【全般】

町内に住民登録がある、または事業完了後6ヶ月以内に転入できますか？

次の①～③のいずれかに該当していますか？

① 中学生以下の児童を養育している世帯の方。

→ 本町に住民登録がない方は、世帯全員の住民票が必要です。

② 妊婦がいる世帯の方。

→ 母子手帳の写し（出産予定日のページ）が必要です。

③ 婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯の方。

→ 婚姻届受理証明書または戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。

※ 本町に本籍がある方：申請時点で同意を得られた場合は、公簿により確認します。

申請時点で、町税に滞納がありませんか？

○ 滞納のないことが確認できる書類(完納証明書等)が、世帯・夫婦ともに必要です。

※ 本町に住民登録がある方：公簿により確認いたします。

◆ 「町税」とは、

個人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金、町営住宅使用料 をいいます。

住宅整備完了後、3年以上居住できますか？

過去にこの制度による補助を受けていませんか？

○ 制度開始後、一度でもこの制度の補助金の支給を受けたことがある場合は、申請することができません。(住宅取得と改修とをあわせて申請することはできません。一つの整備1契約1回です。個々別々の工事契約を合わせての申請はできません。)

他の補助金制度による補助を受けていませんか？

### 併用できないもの

○ 観光商工課：住宅新築改修等補助金（住宅取得の場合、改修工事については併用可能な場合もありますので、観光商工課へお問い合わせください。）

**併用できるもの**・・・総事業費から下記の事業費分を差し引いた額が補助対象事業費となります。 → 工事の見積書が必要になります。

○ 企画課：住宅用省エネルギー設備設置費補助金（住宅用太陽光発電システム・高効率給湯設備（エコキュート等））

○ 上下水道課：浄化槽設置整備補助金

○ 農林課：薪ストーブ等購入費補助金

## 【個別経費等】

### 1. 住宅の新築の場合

#### 工事費は1,000万円以上となっていますか？

- ① 工事請負契約書の写し、図面（平面図・配置図等）の写しが必要です。
  - ② その他、申請書に添付する「事業概要書」内に示された見積書、内訳書、明細書等が必要です。
- ※ 車庫・塀・倉庫等の住宅以外の整備分、解体工事費は対象外です。
- ※ 併用住宅の工事の場合は、個人住宅分のみが補助対象になります。

### 2. 住宅の増改築・改修の場合

#### 工事費は500万円以上となっていますか？

- ① 工事請負契約書の写し、図面（平面図、配置図等）の写しが必要です。
  - ② その他、申請書に添付する「事業概要書」内に示された見積書、内訳書、明細書等が必要です。
- ※ 車庫・倉庫等の住宅以外は対象外です。
- ※ 併用住宅の工事の場合は、個人住宅分のみ補助対象になります。
- ※ 居室を含む整備が補助対象です（単にトイレや浴室・廊下だけの整備は対象外です）。  
居室の例：リビング、ダイニング、キッチン、和室、寝室、書斎（勉強部屋）

### 3. 住宅の取得の場合

#### 取得費は500万円以上となっていますか？

- 住居取得の確認ができる売買契約書、図面（平面図、配置図等）の写しが必要です。
- ※ 土地の取得は対象外です。また車庫・倉庫等も対象外です。

みなかみ町子育て支援課 子育て支援係  
0278-25-5009